

書評

A. F. P. Hulswé

Remnants of Chin Law

榊山 明

—

スイスに移ってのち、やっとまた机に向かって過ごす時間を得たとき、私は長いあいだ怠っていた予定の仕事、二十年も前に刊行された *Remnants of Han Law* の第二部の執筆にとりかかった。しかし、一九七六年の夏に秦律が発表されたとき、私は第二部の仕事を脇によけ、この新しい資料の研究に着手した。結局のところ、漢は秦の法を継承しており、これを研究することによって私は漢律の仕事をするにもなるだろうから。(前言より)

ライデン大学名誉教授ホルヌウヰ氏に *Remnants of Chin Law* (以下、*Law*) として六年の歳月を費して成った睡虎地秦簡(以下《秦簡》と略称)の詳細な英文訳注である。副題に

An annotated translation of the Chin legal and administrative rules of the 3rd century B. C. discovered in Yun-meng Prefecture, Ku-peï Province, in 1975

書 *Journal of Sinica Leidensis* の第一七冊として刊行された。内容

は次の通り。

前言

序論

付論一 秦の刑罰体系の概要

付論二 秦漢の度量衡

翻訳

A類 秦律十八種

B類 效律

C類 秦律雜抄

D類 法律答問

E類 封診式

F類 魏律

G類 秦田律

秦律名一覽

文獻目錄

事項索引

仮借字索引

平装本頁数との対照表

補記・訂正

書名が示す通り、《秦簡》の法律関係部分——編年記・語書・日書の全体と為吏之道の本文を除く——と、四川省青川県秦墓から出土した田律(いわゆる木牘田律)とが訳注の対象である。G類を除き、各類の配列は最初に釈文が発表された『文物』誌に従い、さらに現在までに出版された三種類のテクスト、

睡虎地秦墓竹簡整理小組『睡虎地秦墓竹簡』文物出版社、一

九七七年。(以下「緑装本」と略称)

同右『睡虎地秦墓竹簡』文物出版社、一九七八年。(以下「平装本」)

雲夢睡虎地秦墓編寫組『雲夢睡虎地秦墓』文物出版社、一九八一年。

の該当頁数と簡番号とを並記する。また、本論に先立ち序論と二篇の付論が設けられているが、予備知識の提供と問題点の概観にとどまり——ただし後述の如く重要な論点を含む——、旧著 *Remnants of Han Law* (以下 *RHL* と略称) の *Introductory studies* のように法制度の本格的な論述を意図したものではない。周知の如く、『秦簡』の訳注としては秦簡講読会による「訳註初稿」^①や、マクラウド・イェイツ両氏による封診式の訳注などが既に発表されている。これらに比べてフルスウェー氏の訳業は、注の豊富さと扱った範囲の広さにおいて、より完備されたものであり、今後『秦簡』を用いるにあたっては——氏の説に従うにせよ批判するにせよ——必ず参照すべき業績であることに疑いはない。

以下、本書の特長と疑問点とを指摘してゆきたいが、網羅的な紹介はもとより不可能であり、いきおい評者の問題関心にそって論点を選択せざるを得なかったこと、予めお断りしておきたい。引用した簡文の所在はすべて本書の略号をもって示し、参照の便のため平装本の頁数(カンマの後の数字)を並記する。なお、本書についてはつとに李学勤氏による要を得た短評があること、申し添えておく。

二

まず注目したいのは、平装本注に対する著者の批判である。言うまでもなく平装本は中国における訳注作業の一到達点であり、これによって初めて文意を得た条文・語句は少くない。しかしながら、短時日の間に成されたためか「あまりに軽率かつ安易に辞書の説明で(つまり孫引きで)満足している」(序論5頁)と思われる点も皆無ではないし、なお検討を要する説も少くない。この点、本書の指摘する以下の諸点は充分傾聴に値しよう。

第一に、平装本の採用した文字の読みかえ(仮借)に対して、著者はしばしば「立証されない」と異議となえる。そのさい判断の規準としたカールグレン氏の研究には今日さまざまな批判があろうし、平装本に代って著者の提示した読みかえすべてが首肯しうるわけではない。しかし反面、平装本には「荔、疑説為甲」(A2, 262)といった音韻を無視した読みかえもあり、また読みかえることなく意味の通る文字も確かにあるように思われる。たとえば、封診式にみえる騰字の解釈(E4a, 10, 247-248)などは、騰と読みかえた平装本——評者も旧稿でこれに従った——よりも、字の如く騰と読み、*post-flores* (伝馬)と訳した著者のほうが正解に近いようである。なぜなら、著者は引用していないが、『後漢書』隗囂伝に「因教騰書隴蜀、告示禍福」とあり、『三国志』魏志滿寵伝に「刺史王淩騰布(＝孫布)書、請兵馬迎之」とあるのによれば、騰が文書の伝送を意味すること疑いないからである。第二に、平装本の不用意な注釈を著者は見逃さない。たとえば「可謂達卒」という一句(D 178, 237-238)について、平装本は

「卒、《漢書・辛慶忌傳》注：『謂暴也』」と引いたのち「達卒とは、おそらく字面からみて大道上で発生した暴行を指すのであろう」と注する。しかし著者が正当に指摘する如く、師古注の全文は「卒、誦曰、誦、謂暴也」とあり、言うところの暴とは「にわか（suddenly）」の謂に他ならぬ。平装本注は師古注の前半を無視した軽率な解釈と言わねばならぬ。また平装本は「当除弟子籍不得」なる一句に「除籍とは簿籍から除名すること」と注する一方で、この句で始まる律名「除弟子律」には「弟子の任用に関する法律」と全く正反対の注を付す（C 4, 130-131）。おそらくは籍字の有無に引きずられたのであろうが、これは明らかに不合理であり、著者が「当除弟子、籍不得」と切って除字を一貫して「to appoint」と訳すのに従うべきであろう。さらに律文中に現れる濫字について、平装本は一方で「請也」つまり報告して指示を請うことと解し（A 64, 76-80）、他方で「讒罪也」つまり罪を定めることと釈す（D 43, 174-175; D 58, 182）。しかし、この字が讒の異体である以上、著者の注記するように漢代の上讒制との関係は疑いなく、やはり一貫して「請也」の方向で解すべきであろう。

第三に、李学勤氏も指摘していることであるが、線装本と平装本との解釈が異なる場合、著者は必ず両者を比較したうえで良い方を選んでおり、平装本の新釈のみ偏重してはいない。例として赦童をとりあげよう（C 20 p. 2, 143-144）。平装本はこの語に「むかし男子の十五歳以上で未冠の者を成童と称した」と注し、法律答問「何謂匿戸」条（D 175, 222）の参照を求めている。確かにそこには「赦童弗傳」とあり、赦童とは傅籍するべき一定年令に達

した男子を表わす法制上の用語であるかのように見える。だが、平装本の注記する『新書』春秋篇を繙くと、そこでは酷家、屠者、春築者など市の景観を構成する人々と並んで赦童が現われており、むしろ市中に「謳歌」する悪少年といったイメージが濃い（赦民という語を想起せよ）。とするならば、ここは勢と読みかえた線装本注——『説文』に「誦若蒙」とある如くそれは悪少年に通ずる——のほうが当を得ているのであり、それに従って「stalwart youth」と訳した著者の選択を是とするべきであろう。

第四に、平装本テキストでは背後に隠れてしまった原簡の状態にも、著者は充分留意している。たとえば「牛大牝十、其六母子」で始まる一節（C 19, 142-143）について、平装本は末尾の「牛羊課」三字が標題であり、それは「牛・羊の飼育の審査に関する法律」の謂であると解する。しかし、著者の指摘するように「牛羊課」で簡は終っており、さらに後続の文章を記した簡があった可能性も充分考えられる。この一節を根拠に「課」と称する法源の存在を論じることが控えるべきであろう。また、「隸臣妾老弱及不可誠仁者勿令」とある伝食律の一節を（A 96, 104）、平装本は「隸臣妾や……には文書の伝送を言いつけてはならない」と訳すが、勿字が禁じる具体的な行為の内容が欠けていることから、勿は本来べつの簡に接続していたのであり（勿字で簡は終わっている）、「勿令」とは続かないと著者は考える。説の当否はともかく、隸臣妾の職務を論じる際には無視できない指摘であろう。

もとより本書の価値は、平装本の注釈を正した点のみにあるのではない。豊富な先行学説の引用と少なからぬ創見とも、本書の特長として挙げるべきであろう。たとえば、「都官・離官」（A 9

n. 19, 33-35) や「鼎畜夫・大畜夫」(A 19 n. 5, 35-38)、「葆子」
「百姓」(A 68 n. 19-37, 84-87)といった争点となる語句に関し
て、著者はまず諸説を紹介・検討したのち自説を展開する態度を
崩さない。また、かかる論争点のみならず、およそ関連する論考
のある箇所については、中文・歐文・和文を問わず能う限り注記
に努めており、まさに「集釈」(李学勤氏)といった感がある。「辟
(避)席」なる表現から中国における椅子の起源を論じた欧文の
論考を注記するなど(C 2 n. 4, 129)、その典型と言えよう。こ
の点を評して李学勤氏は「外国の学者の著作を十分熟知してい
ない中国の研究者にとって参考となろう」と述べているが、我々
にとっても未知の論文を知るメリットは小さくない。

著者の創見としては、たとえば同居・室人の別に関する見解が
ある(A 41 n. 15, 63-64)。この場合、臣妾の如き非血縁者と家
族との関係が一つの争点となっているが、著者は平中岑次氏の研
究によりつつ、同居には臣妾等が含まれないが室人には含まれる
と解した。評者は両語の現れるコンテキストからみて著者の見解
が妥当なものと考える。また、

律曰与盗同法有(又)曰与同居此二物其同居典伍当坐之云与
同居云反其罪者弗当坐(下略)

という難解な一条(D 18, 159-160)については、

律に「与盗同法」と曰い、また「与同居」と曰う。此れは二
つの(別個の)事がらである。同居・里典・伍人が連坐に相
当する場合を「与同居」と云う。(律に)「反其罪」と云えば
連坐に相当しない。

とする本書の訳が最も説得的であろう。平装本は「与盗同法」の

場合も同居・典・伍が連坐すると解するが、これは他の律文(D
26, 165)に言う如く「竊盜の場合と同じ法を適用する」の謂で
あり、連坐制とは全く関係のない表現である。旧著 RHL におい
て著者は、用語の厳密な訓詁に徹して大きな成果を挙げたが、そ
の片鱗は本書にもまた窺うことができると言つてよい。

三

次にいくつかの疑問点を指摘したい。

まず、語釈上の問題としては、「舍公官(館)、燧火燔其舍、雖
有公器、勿責」という律文(D 139, 215)中の燧火の解釈がある。

平装本は燧の或体を燧に作るどころから遺火と読みかえ「失火」
と解すが、著者はこれを退げ、『佩文韻府』を検索して得た墜火
という語に読みかえる。しかしながら、その出典——著者は気付
かなかつたようであるが——『尚書』仲虺之誥「有夏昏徳、民墜
塗炭」の偽孔伝に「夏桀昏乱、不恤下民、民之危險、若墜泥墜火
無救之者」とあるのを見れば、墜火とは「火に墜ちる」の謂であ
り、右の律文には全く不適当な読みかえと言ふほかない。ここは
平装本注のほうが一たえ後漢期より以前に遺火の用例がなく
とも——ただしも適切であろう。また、「坐隸、隸不坐戸謂毆」
(D 19, 160)という難解な一節を著者は「隸は連坐するが、隸の
犯罪に戸は連坐しない」と訳し、「奴隸の犯罪に主人は連坐しな
ければならないが、主人の犯罪に奴隸は連坐しない」とする平装
本訳と正反對の解釈に立つ(なお平装本注に引く「一説」が著者
と同じ説である)。著者の援用する新居延漢簡の「甘露二年御史
冊」の解釈はさて置くとしても、文型上はたして著者のような訳

が可能なのかという素朴な疑問は拭えない。

法制用語の概念規定についても、わずかながら——しかし重大な——異議がある。たとえば、序論に言う。

雲夢秦簡は、紀元前三世紀——そしておそらくは更に早い時代——に、争って人を殺傷することや、過失による・故意なき殺人を犯すことと、故意に人を殺すことや、殺意をもって殺人を犯すこととの間に、はっきりと区別があったことを示している。(8頁)

「甲告乙盜牛若賊傷人」で始まる答問(D 35, 169)に付せられた訳注と対照すれば、このうち前者が「闘」、後者が賊の説明であることに疑いはない。別の箇所(D 71, 188)で「闘」を「an un-premeditated fight」賊を「with murderous intent」と訳すのも同じ理由による。要するに、賊と闘とは故意の有無によって区別されるというのが、著者の一貫した理解である。しかしながら、その規準によるならば、次の一条をどう解したらよいのだろうか。

求盜追捕罪人、罪人格殺求盜。問殺人者為賊殺人、且斷(闘)殺。斷(闘)殺人、廷行事為賊。(D 53, 179-180)

「これは闘殺人である」との判断をまず示しているのは、右の事件が闘の要件を備えているからに他ならない(廷行事が賊で処断するのは、闘では軽すぎるといふ実務上の要請によるものであろう)。とするならば、著者の理解に従う限り、求盜を格殺した罪人の行為は故意によらざる偶発的なものでなければならぬが、右の引用文中のいかなる表現から故意の不存在を読み取ることができるのか、評者には全く見当がつかない。著者も注記するよう

に、かかる理解は RHL の一章 Intention and Negligence (故

意と過失)に淵源をもつ。すなわち、そこでは『普書』刑法志に引く張斐律注をもとに「突発の争いで互いに殺傷し合うのが闘であり、そこには何ら故意は存しない」(D 35)との見解が示されている。しかし、「両訟相趣、謂之闘」という律注の文は、互いに不和な両者が充分な下準備のうえで決闘に及ぶといった事態をも含みうる表現であり、著者の理解は闘のもつ一面のみ不当に拡大したものと言わざるを得ない。闘と賊との区別には、故意の有無とは別個の原理——おそらくは「変」の有無——が働いているとみるべきであろう。

同様なことは謀の解釈についても指摘できる。著者はこれを一貫して「to plot」「plotting」と訳し、「アクセントは計画したことに置かれているのであり、実行したことに置かれているのではない」といふ RHL p. 285 の一文を注記する(D 14 n. 2)。字義としてはその通りであろうが、この解釈に固執すると、たとえば

甲謀遣乙盜殺人、受分十錢。問乙高未盈六尺、甲可(何)論当磔。(D 54, 180)

のような実行に着手されたケースが説明できず、「私にはこの謀の真義がわからない。なぜなら文脈から殺人が実行されたことは明らかだから」といった困惑を表明せざるを得なくなる(D 54 n. 2)。しかし張斐律注に「二人対議」とある如く、謀とは犯行における謀議の存在をいう概念である。とするならば、右のように着手後に謀が問題とされる例(他にも D 14, 157-158)があっても何ら驚くには値しないと評者は考えるが、いかがであろうか。

さらに著者は、父の擅殺を告言した子が処罰される規定(D 86

・87、195-196)と、子の擅殺が罪とされたり(D 56、181)、臣妾や子の処罰を官に願ひ出たりする事例(D 85、195; E 15-18、259-263)とを全く対蹠的なものにとらえ、「D 86・87は古い規定で、後者つまりD 56や85に取って代られたと推定するべきであろうか?」と思案する(D 85 F 4)。しかし、用済みになった古い規定を答問の答に持ち出すはずはなく、著者の臆測は成り立たない。評者が先に指摘したように、兩様の規定は各々実現すべき目的を異にしているのである。すなわち、子や臣妾が父母・主人による擅殺・刑を告せないのは家長権を擁護して家の秩序を保つためであり、一方、父母や主人による子や臣妾の擅殺・刑が罰せられるのは私刑という非國家的刑罰権の行使を禁ずるためであろう。《秦簡》の如き法制史料の解釈にあたっては、単なる法文上の形式論理にとどまらず、法を制定した権力の側に視点を置いて眺めることも時には必要と思われる。

他に二点を補足しておく。

魏戸律(F 1、292-293)にみえる毆門なる語について、著者は賈門と読みかえた平装本説を退け、「大門内に間借している人」とする秦簡講読会の説を「多少なりとも真に近い」と評価する。確かに字面からみる限り隔当な説であろうが、一方に毆門とは監門の謂であるとする吳榮曾氏の有力な解釈が存在することも、看過するべきではなからう。また、かの木版田律に「田広一步袤八則為畛」とある一句を、著者は多くの学説同様「田は、広さ一步、長さ八歩を(則ち)畛と為す」と訳す(②、③)。しかし近年、胡平生氏が、安徽省阜陽双古堆西漢墓出土の漢簡に「卅歩為則」とあることに基づき、「広さ一步、長さ八則(＝二百四十歩)こと

に一畛を為す」との釈読を提示し、この説が新出の張家山漢簡の記述にたらしめて最も当を得ているようである。むろん、胡氏の論文も張家山漢簡も本書の脱稿後に発表されたものであるが、秦漢の田制を論ずる際の重要な論点と思われるので、ここに敢えて紹介した次第である。

四

最後に、付論一の中から一つだけ論点を選んで私見を述べておきたい。

《秦簡》の発見が引き起こした波紋の一つに、秦・漢初における勞役刑の刑期の有無をめぐる論争がある。漢初文帝期に至るまで刑期の存在は認められないとするのが評者も含めた無期説の主張であるが、これに対し著者は秦漢を通して刑期は変らないとする有期説の立場に立つ。「(無期から有期への)変化がどこにも論及されていないのみならず、漢朝がかかる重要な新制度を導入するべき何の理由も見出せない」(付論17頁)というのが著者の主張である。しかしながら、つとに高恒氏が論じている如く、『漢書』刑法志に記す文帝の改革——それは「及令罪人各以輕重、不亡逃有年而免」という詔勅をもって始まる——を刑期設定の史料として読むことは充分可能であろう。また、文帝・景帝期に漢王朝の構造変化が進行するという疑いなき事実の背後には、然るべき理由があったとみるほうがむしろ自然であり、「理由がない」ことは何ら根拠にならないと評者は考える。

もとより本書の付論は本格的な論述を意図したのではなく、有期説についても「繫城且六歲」の句から刑期の存在を示唆する

ほかは積極的な論証はなされず、「劉海年論文が私と見解を同じくする」とその参照を求めることのみをいふ (p. 17 n. 8)。しかし劉氏の諸論考は、「繫城巨六歳」を直接証拠として挙げるほか、「漢旧儀」など後代の史料に依拠したり、居賢と刑罰とを混同したり、果ては無期説に対して「《秦簡》に刑期の記事がないと言うが）史記や漢書に引く律文中の刑名にも一つとして刑期は注記されていないではないか」と反論するなど、はなはだ説得力に欠ける。無期説を批判するのであれば、論者はまず文帝の改革に対する独自の、より合理的な解釈を提示する必要がある。張家山漢簡の全釈文が発表されれば、あるいは論争に決着がつくかも知れないが——その場合でも簡文に無期が明言されることはあり得ない——、それまでは文帝改革の解釈と《秦簡》の労役刑の体系的理解とにおいて、いずれの学説が説得的であるかを判断の規準とするべきだと評者は考える。

以上、浅学を顧みずいくつかの論点に異議を唱えてみたが、評者の批判が幸いにして当を得ていたとしても、それによって本書の価値はいささかも損われるものではない。旧著 RHL 同様、本書は秦漢法制史を研究するうえで——そして何よりも《秦簡》を正確に読むにあたっての——必読文献であり続けるに相違ない。文中にふれた如く、一九七三—七四年には湖北省江陵县張家山漢墓から漢律を記した竹簡が出土している。著者が引き続き準備されているであろう「第二部」の著作に、この新史料が錦上添花を添えることを祈って、拙い評を閉じた。

① 秦簡読誦会『湖北睡虎地秦墓竹簡』訳註初稿(一)～(六)『論究』第

十卷第一号～第一五卷第一号、一九七八—八三年。

② K. C. D. McLeod, R. D. S. Yates, *Forms of Chin. Law: An annotated translation of the Feng-chun shih*, *Harvard Journal of Asiatic Studies*, vol. 41, no. 1, 1981.

③ 李学勤「何四維《秦律遺文》評介」『中國史研究』一九八五年第四期。

④ この点、富谷至「連坐制とその周辺」『戦国時代出土文物の研究』京都大学人文科学研究所、一九八五年、が同様の見解に立つ。

⑤ 次の二例を参照。

『急就篇』「秦國殺傷、捕伍鄉。」
張斐律注「無妄斬擊、謂之賊。」

⑥ 拙稿「秦の裁判制度の復元」注④前掲書所収、の注(5)参照。

⑦ 吳榮會「監門考」『中華文史論叢』一九八一年第三輯。なお、楊禾丁「「監門」与「監門」」同前一九八三年第三輯、は吳論文への反論であるが、論旨はかえって混乱している。

⑧ 胡平生「青川秦墓木牘『為田律』所反映的田畝制度」『文史』第一九輯、一九八三年。

⑨ 張家山漢墓竹簡整理小組「江陵張家山漢簡概述」『文物』一九八五年第一期、によれば「表二百卅步」に作る漢律文があるとの由である。

⑩ 高恒「秦律中『繆臣妾』問題的探討」『文物』一九七七年第七期。

⑪ この句が刑期存在の論拠とならないことにつき、拙稿「秦の繆臣身分とその起源——繆臣妾問題に寄せて——」『史林』第六五卷第六号、一九八二年、参照。

⑫ 本書脱稿後のものであるが、劉氏の概括的論考として、「關於中國嚴刑的起源——兼談秦刑徒的刑期和繆臣妾的身份——」『法学研究』一九八五年第五・六期、をとりあげて論評した。

(VIII 124 二頁 一九八五年 Leiden: E. J. Brill)
高根大学文学部助教